

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第9章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

			条文	短期入所生活介護(第9章 第1～4節)		条文	短期入所生活介護(ユニット型) (第9章 第5節)	
申請者			介護保険法 施行規則 126の4の2	法人		介護保険法 施行規則 126の4の2	法人	
基本方針			120	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。		140の3	利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。	
人員基準	従事者の員数	医師	121	1人以上		生活相談員、介護職員、看護職員のうち1人は常勤 (利用定員が20人未満である併設事業所は除く)	同左	
		生活相談員		常勤換算で利用者が100人に対し1人以上				
		看護職員		常勤換算で利用者が3に対し1人以上				
		介護職員						
		栄養士		1人以上 利用定員が40人を超えない事業所は、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより事業所の効果的な運営を期待することができる場合で、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。				
		機能訓練指導員		日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者 1人以上 他の職務にも従事できる				
		調理員その他の従業者		事業所の実情に応じた適当数				
		その他		特別養護老人ホームで、空室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行う場合の従業者の員数は、利用者を特別養護老人ホームの入所者とみなした場合に特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上。				
	併設事業所については、老人福祉法、医療法又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、短期入所生活介護従業者を確保するものとする。							
	管理者		122	常勤専従で1 (ただし、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。)			同左	

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第9章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準

標準

参酌すべき基準

				条文	短期入所生活介護(第9章 第1～4節)	条文	短期入所生活介護(ユニット型) (第9章 第5節)		
設備基準	利用定員			123	20人以上 併設事業所の場合利用定員の総数が20人以上の場合、利用定員を20人未満とすることができる	140の5 (123準用)	20人以上 併設事業所の場合利用定員の総数が20人以上の場合、利用定員を20人未満とすることができる		
	必要な広さの専用区画				専用の居室を設ける。(特別養護老人ホームを除く)		専用の居室を設ける。(特別養護老人ホームを除く)		
	必要な備品			124	備えなければならない。 ①建物は、耐火建築物でなければならない。 ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物は、準耐火建築物とすることができる。 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次の要件の全てを満たすこと。 イ 事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、非常災害に関する具体的計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 ロ 定期的に避難、救出その他必要な訓練については、計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	140の4	備えなければならない。 ①建物は、耐火建築物でなければならない。 ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次の要件の全てを満たすこと。 イ 事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、非常災害に関する具体的計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 ロ 定期的に避難、救出その他必要な訓練については、計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。		
	耐火建築物または準耐火建築物								
	居室							定員4人以下	・定員1人(サービスの提供上必要と認められる場合は2人) ・いずれかのユニットに属し、共同生活室に近接して一体的に設けること。 ・1ユニットの利用定員 おおむね10人以下
	ユニット							床面積:10.65㎡以上／人	床面積:10.65㎡以上／人
			日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。	・ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。 ・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。					

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第9章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

				条文	短期入所生活介護(第9章 第1～4節)	条文	短期入所生活介護(ユニット型) (第9章 第5節)	
設備基準	設備備品	共同生活室	ユニット	124	—	140の4	・いずれかのユニットに属とし、ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 ・床面積 2㎡×ユニットの利用定員以上を標準 ・必要な設備及び備品を備えること。 ・常夜灯を設けること。	
		洗面設備			要介護者が使用するのに適したものとすること。		・居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ・要介護者が使用するのに適したものとすること。	
		便所			・要介護者が使用するのに適したものとすること。 ・常夜灯を設けること。		・居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ・要介護者が使用するのに適したものとすること。 ・常夜灯を設けること。	
		食堂			—			
		機能訓練室						
		浴室						
		廊下					・廊下幅 1.8メートル以上、中廊下幅 2.7メートル以上。 ・廊下その他必要な場所に常夜灯を設けること。	
		消火設備、 非常災害設備					備えなければならない。	
		その他					・医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室を設ける。 ・階段の傾斜を緩やかにすること。 ・居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。(エレベーターを設けるときを除く)	・医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室を設ける。 ・階段の傾斜を緩やかにすること。 ・ユニットまたは浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。(エレベーターを設けるときを除く)
							・他の社会福祉施設等の設備の利用により、効率的運営が可能であり、入所者、入院患者の処遇に支障がない場合 居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室以外の設備を設けないことができる。 ・併設事業所の場合にあつては、併設本体施設の効率的運営が可能であり、利用者、入所者、入院患者の処遇に支障がないときは、併設本体施設の居室以外を指定短期入所生活介護の事業の使用できる。 ・特別養護老人ホームの空室利用の場合は、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りる。	・社会福祉施設等の設備の利用により、効率的運営が可能であり、入所者、入院患者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニット以外の設備を設けないことができる。 ・併設ユニット型事業所は、ユニット型事業所併設本体施設の効率的運営が可能であり、利用者、入所者、入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、ユニット型事業所併設本体施設のユニット以外をユニット型指定短期入所生活介護の事業に使用できる。 ・ユニット型特別養護老人ホームの空室利用の場合にあつては、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りる。

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第9章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	短期入所生活介護(第9章 第1～4節)	条文	短期入所生活介護(ユニット型)(第9章 第5節)
運 営 基 準	内容及び手続の説明及び同意	125 ①あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務の体制等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。	140の13 (125準用)	同左
		②利用者又はその家族から申し出があった場合には、承諾を得て文書でなく、CD-ROM等の電子ファイルで提供してもよい。		同左
	提供拒否の禁止	140 (9準用) 正当な理由なくサービス提供を拒んではならない	140の13 (140準用)	同左
	サービス提供困難時の対応	140 (10準用) 事業の実施地域などの関係で適切な提供が困難な場合は、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡し、適当な他事業者の紹介など必要な措置を速やかに講じなければならない。	140の13 (140準用)	同左
	受給資格等の確認	140 (11準用) ①被保険者証によって、被保険者資格や要介護認定の有無や有効期間を確認する。 ②認定審査会意見があるときは、それに配慮してサービスを提供する。	140の13 (140準用)	同左
	要介護認定の申請に係る援助	140 (12準用) ①要介護認定を受けていない利用者申込者については、意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。 ②必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請を有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行う。	140の13 (140準用)	同左
	心身の状況等の把握	140 (13準用) サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況の把握に努めなければならない。	140の13 (140準用)	同左
	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	140 (15準用) 法定代理受領サービスの要件を満たしていない場合、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明することなど必要な援助を行う。	140の13 (140準用)	同左
	居宅サービス計画に沿った提供	140 (16準用) 居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービスを提供しなければならない。	140の13 (140準用)	居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービスを提供しなければならない。

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第9章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	短期入所生活介護(第9章 第1～4節)	条文	短期入所生活介護(ユニット型)(第9章 第5節)
運 営 基 準	サービス提供の記録	140 (19準用)	①サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受けるサービス費(法定代理受領)等を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 ②提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者から申し出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	140の13 (140準用)	同左
	サービスの開始及び終了	126	①利用者の心身の状況、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスを提供する。 ②居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後まで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。	140の13 (126準用)	同左
	利用料等の受領	127	①法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ②法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ③その他、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 食事の提供に要する費用 二 滞在に要する費用 三 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 送迎に要する費用 六 理美容代 七 指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの ④③一から四までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 ⑤あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	140の6	①法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ②法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ③その他、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 一 食事の提供に要する費用 二 滞在に要する費用 三 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 送迎に要する費用 六 理美容代 七 指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの ④③一から四までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 ⑤あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
	保険給付の請求のための証明書の交付	140 (21準用)	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	140の13 (140準用)	同左

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第9章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	短期入所生活介護(第9章 第1～4節)	条文	短期入所生活介護(ユニット型)(第9章 第5節)
運営基準	取扱方針	128	①利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。 ②相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 ③懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	140の7	①利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 ②各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 ③利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 ④利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。 ⑤指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
	計画の作成	129	①管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供の開始前から終了後までの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。 ②既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 ③内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ④短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。	140の13 (129準用)	同左

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第9章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準

標準

参酌すべき基準

		条文	短期入所生活介護(第9章 第1～4節)	条文	短期入所生活介護(ユニット型)(第9章 第5節)
運営基準	介護	130	①介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 ②一週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。 ③利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 ④おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。 ⑤利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。	140の8	①各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 ②利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 ③利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 ④利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 ⑤おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 ⑥利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
			⑥常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 ⑦利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。		⑦常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 ⑧利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
	食事	131	①栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。 ②利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。	140の9	①栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 ②利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 ③利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 ④利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。
	機能訓練	132	利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。	140の13 (132準用)	同左
	健康管理	133	医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。	140の13 (133準用)	
	相談及び援助	134	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	140の13 (134準用)	

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第9章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	短期入所生活介護(第9章 第1～4節)	条文	短期入所生活介護(ユニット型)(第9章 第5節)
運営基準	その他サービスの提供	135	①教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。 ②常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。	140の10	①利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 ②常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
	利用者に関する市町村への通知	140 (26準用)	利用者が次の一、二に該当した場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 正当な理由なく指示に従わず、要介護度状態の程度を悪化させたとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。	140の13 (140準用)	同左
	緊急時等の対応	136	サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	140の13 (136準用)	同左
	管理者等の責務	140 (52準用)	①管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。 ②従事者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	140の13 (52準用)	同左
	運営規程	137	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 利用定員(特別養護老人ホームの空室利用を除く。) 四 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の送迎の実施地域 六 サービス利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 非常災害対策 九 その他運営に関する重要事項 を定めておかなければならない。	140の11	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 利用定員(ユニット型特別養護老人ホームの空室利用を除く。) 四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員(ユニット型特別養護老人ホームの空室利用を除く。) 五 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の送迎の実施地域 七 サービス利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 その他運営に関する重要事項 を定めておかなければならない。
	勤務体制の確保等	140 (101準用)	①適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ②事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。 ③従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	140の11の2	①適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ②従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 一 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 ③事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ④従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第9章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	短期入所生活介護(第9章 第1～4節)	条文	短期入所生活介護(ユニット型)(第9章 第5節)
運 営 基 準	定員の遵守	138	次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 一 特別養護老人ホームの空室利用の指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 二 その他の指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数	140の12	次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 一 ユニット型特別養護老人ホーム空室利用のユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 二 その他のユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
	非常災害対策	140 (103準用)	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	140の13 (140準用)	同左
	衛生管理	140 (104準用)	①利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ②事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	140の13 (140準用)	同左
	掲示	140 (32準用)	事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	140の13 (140準用)	同左
	秘密保持等	140 (33準用)	①従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ③サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	140の13 (140準用)	同左
	広告	140 (34準用)	内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	140の13 (140準用)	同左
	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	140 (35準用)	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	140の13 (140準用)	同左

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第9章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	短期入所生活介護(第9章 第1～4節)	条文	短期入所生活介護(ユニット型)(第9章 第5節)
運 営 基 準	苦情処理	140 (36準用)	①利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。 ③市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ④市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。 ⑤国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ⑥国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	140の13 (140準用)	同左
	地域との連携	139 140 (36の2準用)	・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 ・提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	140の13 (139, 140準用)	同左
	事故発生時の対応	140 (37準用)	①利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ②事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ③サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	140の13 (140準用)	同左
	会計の区分	140 (38準用)	事業所ごとに経理を区分するとともに、各介護サービス事業の会計とその他事業の会計を区分しなければならない。	140の13 (140準用)	同左
	記録の整備	139の2	①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 ②利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 短期入所生活介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 市町村への通知に係る記録 五 苦情の内容等の記録 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	140の13 (139-2準用)	同左